

## 参 考 資 料

NHK関係	
BSデジタル放送のスクランブル化に関する既往の3か年計画 .....	1
NHK 各放送波の概要 .....	2
NHK 各放送波 放送事項比率 .....	3
国際放送の概要 .....	4
NHKアーカイブスについて .....	6
地上波放送関係	
マスメディア集中排除原則の概要 .....	7
NTT関係	
NTTグループの概要 .....	9
非対称規制について .....	10
NTTグループ中期経営戦略の概要 .....	11
通信と放送の融合関係	
IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等について .....	12
通信・放送法体系 .....	16

## BSデジタル放送のスクランブル化に関する既往の3か年計画

### 「規制緩和推進3か年計画(再改定)」(平成9年3月28日 閣議決定)

#### 2 情報・通信関係

##### (2) 放送〔1〕放送に係る規制

##### (j)

NHKのBS放送のスクランブル化については、デジタル化、多チャンネル化が急速に進展する衛星放送の動向を踏まえ、NHKに期待される役割やデコーダ設置の負担等視聴者に及ぼす影響を勘案しつつ実施について検討する。

### 「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日 閣議決定)

#### 4 IT関係

##### ウ IT利活用の推進

##### 30 NHKのBSデジタル放送の在り方

NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。  
(平成18年度 検討(結論))

## NHK 各放送波の概要

	チャンネル	概要
地上放送	総合放送	広く一般を対象に、国民の生活・視聴態様に対応して、報道、教育、教養、娯楽の各分野にわたり調和ある編成
	教育放送	教育番組を中心とし、教養番組を効果的に編成するとともに、報道番組を若干編成 (デジタル教育放送ではハイビジョン放送1チャンネルを時間帯によって標準テレビジョン放送2ないし3チャンネルに分割するなど、マルチ編成実施)
衛星放送	衛星ハイビジョン放送	その普及に資するため、高画質、高音質の特性を生かした番組を編成
	衛星第1放送	内外の最新の動向を伝える番組やスポーツ番組を中心に編成
	衛星第2放送	地上放送の難視聴解消を目的として総合放送及び教育放送の主な番組を編成するとともに、大型エンターテインメント番組をはじめとする衛星独自番組を効果的に編成
ラジオ	第1放送	広く一般を対象に、聴取態様に対応して、報道、教育、教養、娯楽の各分野の番組を編成し、特に、ラジオの機動性及び速報性を生かした弾力的編成を実施
	第2放送	教育番組を中心とした全国同一放送として、聴取対象を明確にして編成
	FM放送	高音質の特性を生かした音楽番組に重点を置いて編成

「日本放送協会平成17年度業務報告書」より

## NHK 各放送波 放送事項比率

	チャンネル	報道	教育	教養	娯楽
地上放送	総合放送	48.6	11.3	25.1	15.0
	教育放送	4.2	79.3	16.5	0
衛星放送	衛星ハイビジョン放送	27.5	11.7	35.8	25.0
	衛星第1放送	57.2	13.0	21.5	8.3
	衛星第2放送	19.9	30.7	23.9	25.5
ラジオ	第1放送	51.9	3.7	22.2	22.2
	第2放送	14.2	66.0	19.8	0
	FM放送	17.6	6.0	37.7	38.7

単位：%

「日本放送協会平成17年度業務報告書」より

## 国際放送の概要

### ■ テレビジョン国際放送

- ・全世界に向け、デジタル方式で、日本語及び英語等により、衛星を使用。
- ・放送番組の編集にあたっては、諸外国の日本に対する理解を深め、文化及び経済の国際交流の発展に寄与するとともに、海外の日本人に対する放送サービスの強化を図るため、次の項目を年度重点事項として、放送番組のいっそうの充実に努めた。
  - ①英語による情報発信の強化
  - ②アジア情報を英語及び日本語で伝えるニュースの拡充
  - ③ニュース・情報番組の充実・強化
  - ④被爆・戦後60年、国際放送開始70年、愛・地球博関連番組の実施
  - ⑤大規模災害時における災害情報の提供と関連番組の実施
- ・放送番組については、国際放送にふさわしい番組を国内放送番組から抜粋して編成するとともに、国際放送独自の番組を編成。
- ・放送時間は、1日平均、全世界に向けた放送23時間58分、北米向け放送7時間06分、欧州向け放送7時間30分、年間の放送事項別比率は、報道66.9%、インフォメーション33.1%。

「日本放送協会平成17年度業務報告書」より

## 国際放送の概要

### ■ラジオ国際放送

- ・放送法に基づく国際放送実施命令によるものと一体として、世界の17の放送区域に向け、1日65時間（一般向け放送31時間、地域向け放送34時間）を基本とする放送を22の言語により、八俣送信所及び海外中継局からの短波放送で実施。
- ・放送番組の編集にあたっては、諸外国の日本に対する理解を深め、文化及び経済の国際交流の発展に寄与するとともに、海外の日本人に対する放送サービスの強化を図るため、次の項目を年度重点事項として、放送番組のいっそうの充実に努めた。
  - ①英語ニュース番組の刷新によるアジア情報の強化
  - ②日本についての理解を促進する情報番組の刷新
  - ③被爆・戦後60年、国際放送開始70年、愛・地球博関連番組の実施
  - ④内外の重要問題に関する日本の見解及び世論の動向の正確な報道
  - ⑤日本及び日本人に対する理解の促進に役立つ番組の編成
- ・放送時間は、1日平均65時間15分（一般向け放送31時間00分、地域向け放送34時間15分）、年間の放送事項別比率は、報道68.5%、インフォメーション29.4%、娯楽2.1%。

「日本放送協会平成17年度業務報告書」より

## NHKアーカイブスについて

### ■NHKアーカイブスとは

アジア最大の映像保管施設

映像・音声保有数(本部)・・・ニュース項目数:125万9000、番組数:45万3000

### ■NHKアーカイブスの役割

【伝える】

貴重な映像資産の次の世代への引き継ぎ

【活かす】

番組「NHKアーカイブス」をはじめとした多彩な番組で映像を活用

【公開する】

過去の代表的な番組などを無料で公開

### ■番組公開ライブラリー

NHKと埼玉県の実験共同運営施設。NHKの代表的な番組5,000本余りと、埼玉県が所有する映像や静止画を無料で検索、視聴可能

NHKホームページより



# I-1-2 マスメディア集中排除原則の概要①

## 放送法第1条（目的）

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

## 放送法第2条の2（放送普及基本計画）

放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限  
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

### 電波法第7条第2項 第4号

放送局免許の審査基準

### 放送法第52条の13 第1項第3号

委託放送業務  
認定の審査基準

### 電気通信役務利用放送法 第5条第1項第6号

電気通信役務利用放送  
登録の審査基準

省令	放送局の開設の根本的基準 第9条等	放送法施行規則 第17条の8等	電気通信役務利用放送法 施行規則第7条
対象	放送局を開設しようとする者 (地上・BSアナログ)	BSデジタル・CS委託業務の 認定を受けようとする者	電気通信役務利用放送の業務 を行おうとする者





# I-1-3 マスメディア集中排除原則の概要②

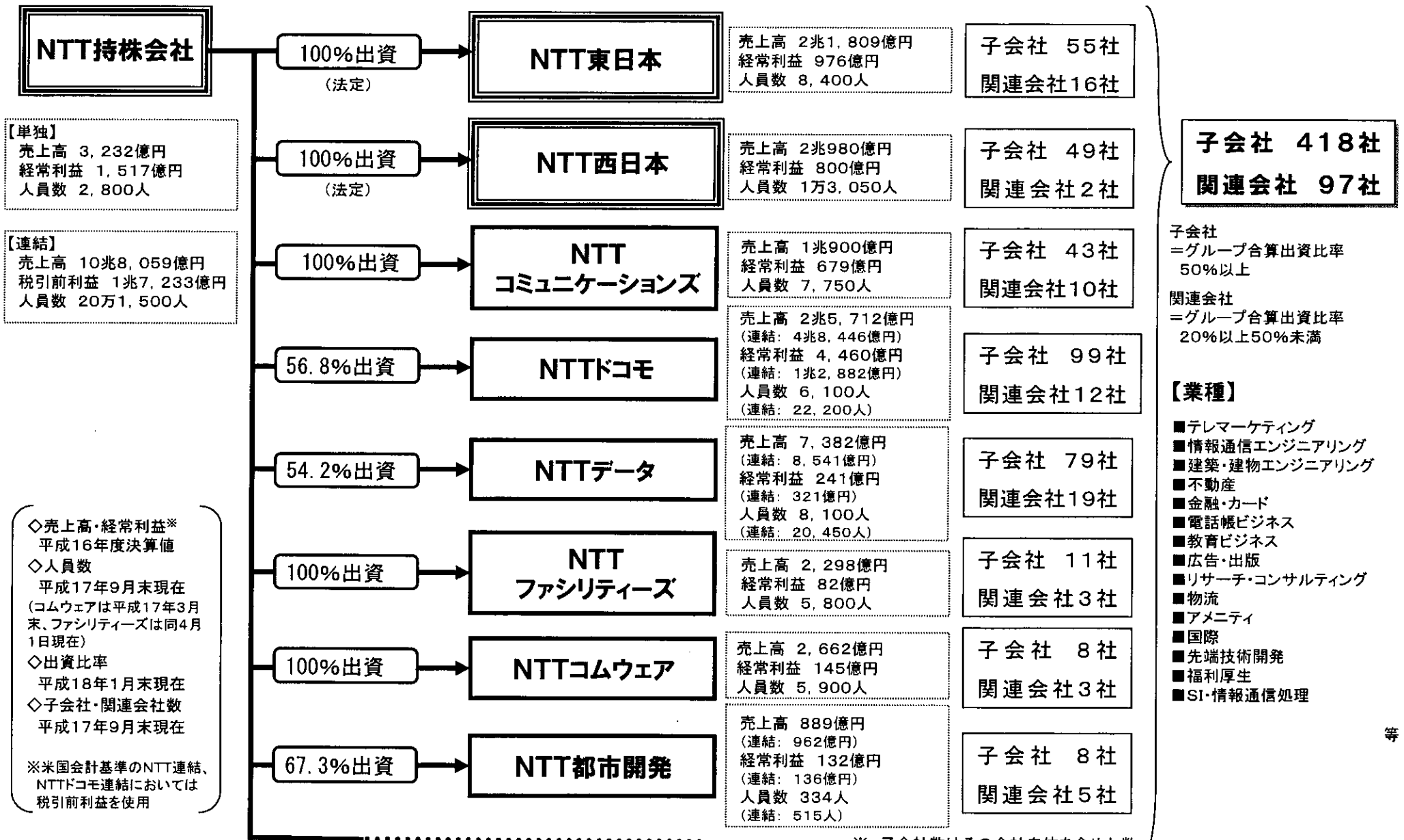
	地上放送・BSアナログ (コミュニティ放送を含む)	BSデジタル	CSデジタル	電気通信役務利用放送		有線テレビジョン 放送
				衛星系	有線系	
	<b>一の者が支配可能な放送事業者の数を制限</b>					
支配の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一の放送対象地域 : 議決権の1/10超</li> <li>異なる放送対象地域 : 議決権の1/5以上</li> <li>隣接地域(7地域まで)で 連携する地上放送事業者 : 議決権の1/3以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決権の1/2超 (地上放送事業者の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決権の1/3以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決権の1/3以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決権の1/3以上</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">                     業務区域と放送対象地域が重複する地上放送事業者の場合                 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法令上特段の規制はない</li> </ul>
よる中継器に制限	○なし	○地上放送事業者は、原則として支配不可	○地上放送事業者は2中継器まで支配可能	○地上放送事業者はCSデジタル放送と合計で6中継器まで支配可能	○なし	○なし
その他の規律	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営困難時の特例措置あり</li> <li>○隣接地域(7地域まで)のうち、一の地域に他のすべての地域が隣接している場合はローカル局相互の兼営が可能</li> <li>○放送対象地域が重複する場合、AM及びテレビの兼営は可能</li> <li>○原則として、三事業(テレビ、AM、新聞)支配の禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営困難時の特例措置あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営困難時の特例措置あり</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務区域と放送対象地域が重複する地上放送事業者は参入不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般放送事業者及び一般放送事業者に支配される者については、審査基準において                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・他に行う者がない</li> <li>・住民からの要望等の事情が必要</li> </ul> </li> </ul> <p>【支配の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決権の1/10超</li> </ul>

注1: 支配の基準については、このほか、役員に関する規定(1/5超の役員兼務、代表権を有する役員又は常勤役員の兼務)が存在

注2: 地上放送につき、主たる出資者等は、できるだけその放送に係る放送対象地域に住所を有する者



# Ⅱ-1 NTTグループの概要



※ 子会社数はその会社自体を含めた数



# I-1-3 非対称規制について

公正競争確保のため、市場支配力に着目した非対称規制を整備。

	市場支配力を有する事業者		市場支配力を有しない事業者
	第一種指定電気通信設備(固定系)を設置する事業者 【都道府県ごと占有率50%超】 → 各都道府県でNTT東西を指定	第二種指定電気通信設備(移動系)を設置する事業者 【業務区域ごと占有率25%超】 → NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラーを指定	
接続義務(第32条)	◇接続請求応諾義務	◇接続請求応諾義務	◇接続請求応諾義務
特別な義務(第33条、34条)	◇接続約款の認可、公表 ◇接続会計の整理 ◇LRIC適用 ◇アンバンドル、コロケーション	◇接続約款の届出、公表	(なし)
禁止行為※(第30条)	◇接続情報の目的外利用・提供 ◇事業者間の差別的取扱い ◇他の事業者(製造業者、販売業者含む)に対する不当な規律・干渉	◇接続情報の目的外利用・提供 ◇事業者間の差別的取扱い ◇他の事業者(製造業者、販売業者含む)に対する不当な規律・干渉 ※ 禁止行為についてはNTTドコモのみ指定	(なし)
特定関係事業者(NTTコム)との間の禁止行為(第31条)	◇役員兼任 ◇接続に必要な設備の設置等について、他の事業者に不利な取扱い ◇役務の提供に関する契約締結の媒介等について、他の事業者に不利な取扱い	(なし)	(なし)
サービス規制(第20条、21条)	◇指定電気通信役務:保障契約約款(特定電気通信役務:プライスカップ)	(なし)	(なし)

※ 第二種指定設備設置事業者のうち「禁止行為」の適用対象者については、市場シェア等も勘案して個別に指定。



## Ⅱ-4 NTTグループ中期経営戦略の概要

### 「NTTグループ中期経営戦略」(2004年11月発表)

- (1) 端末からネットワークまで一貫してIP化された次世代ネットワークを構築。
- (2) 次世代ネットワークは、移動通信と固定通信の融合を含めたサービスの共通基盤として構築。
- (3) 2010年には、3,000万(固定電話全加入者6,000万)の顧客に光アクセスと次世代ネットワークサービスを提供。
- (4) 次世代ネットワークを活用したソリューションやノントラヒックビジネスにおいて、2010年までに5,000億円の売上げ増を目指す。
- (5) 固定通信事業の設備投資は、2010年まで従来の設備投資額と概ね同程度の水準(累計5兆円)で実施。
- (6) 固定通信事業における運営コストの削減を図り、2010年までに8,000億円のコストダウンを目指す。

### 「NTTグループ中期経営戦略の推進について」(2005年11月発表)

- (1) 光ファイバ・無線をアクセス回線とし、県内／県間、東／西、固定／移動のシームレスなサービス提供をIPベースで可能とする次世代ネットワークを構築。
- (2) 次世代ネットワークは、NTT東西・ドコモが構築。
- (3) 2006年度下期から次世代ネットワークのフィールドトライアルを開始し、2007年度下期に次世代ネットワークによるサービスの本格提供を開始。
- (4) ISP、ポータルサービス等の上位レイヤサービスをNTTコミュニケーションズに統合。
- (5) 固定・移動のトータルソリューションの強化等のため、法人ユーザに対してNTTコミュニケーションズが一元的に対応。
- (6) 通信・放送融合の流れを踏まえ、コンテンツ配信ビジネスの拡大を図る。
- (7) グループ会社の連携により、サービス申込み・料金請求の一本化等のワンストップサービスを提供。

平成18年3月30日  
文化庁著作権課

## IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等について

### 1. 背景

IPマルチキャスト放送とは、通信回線を用いて大量の情報を安全に送信することができる技術のひとつであり、この技術を用いることにより、CATV(ケーブルテレビ)とほぼ同様の内容のサービスを受信者側に送ることができるものである。

しかしながら、この「IPマルチキャスト放送」は著作権法上「自動公衆送信」と考えられることから(2.を参照)、様々な課題が提起されるに至っている。

#### (1)「通信・放送の融合」との関連

平成13年6月に電気通信役務利用放送法が成立し、通信回線を用いた「放送」が事業として認められたが、その後放送番組のネットでの利用を求める声が高まるとともに、放送を受信できる機能を持つ通信端末が登場するなど、様々な点において、「通信・放送の融合」は進められつつある。

IPマルチキャスト放送は、通信回線を用いた「放送」サービスであり、「通信・放送の融合」の観点からもその普及が望まれている。ところが、著作権法上「自動公衆送信」と位置づけられ、番組の「放送」に当たっては権利者の許諾を求める範囲が「有線放送」に比べて広がっている。そのため関係業界等では、「通信・放送の融合」を進めるためにも、著作権法上これを「有線放送」と同様の取り扱いとされることを要望している。

#### (2)地上波デジタル放送との関連

他方、地上テレビ放送のデジタル化が進められており、地上アナログテレビジョン放送は、2011年(平成23年)7月には停波し、全面的にデジタル放送に移行することとされている。

これを踏まえ、総務省の情報通信審議会の第2次中間答申「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」(平成17年7月29日)は、2011年までの限られた時間でデジタル移行を完了するためには、難視聴地域における伝送路として、CATVに加えIPマルチキャスト技術による地上波デジタル放送の再送信を有効な手段として挙げている。

また、この問題については、本年2月に公表された知的財産戦略本部のコンテンツ専門調査会報告書「デジタルコンテンツの振興戦略」においても、デジタル移行スケジュールを踏まえ、法改正を含めた必要な措置を速やかに講ずることを求めている。

このような観点からも、IPマルチキャスト放送の著作権法上の取り扱いについての検討が求められているところである。

(※)「IPマルチキャスト放送」については<参考資料>【IPマルチキャスト放送とは】を参照

## 2. IPマルチキャスト放送に関する著作権法上の取扱い

有線電気通信設備を用いた送信が著作権法上の有線放送と解されるには、公衆送信の概念を整理した平成9年の著作権法改正時の立法趣旨や著作権法上の「有線放送」(第2条第1項第9号の2)、「自動公衆送信」(同条同項第9号の4)及び「送信可能化」(同条同項第9号の5)の条文の内容から、

- ① 有線電気通信設備により受信者に対し一斉に送信が行われること、
  - ② 送信された番組を受信者が実際に視聴しているかどうかにかかわらず、受信者の受信装置まで常時、当該番組が届いていること
- が必要であると考えられる。

この点、電気通信役務放送利用放送事業者が行ういわゆるIPマルチキャスト放送については、その実態として、利用者の求めに応じて初めて当該利用者に送信されることから、当時の立法趣旨等に照らし、有線放送とは考えられず、いわゆる入力型の自動公衆送信と考えられる。

(参考)

有線放送	自動公衆送信	
	入力型	蓄積型
公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。 (第2条第1項第9号の2)	公衆からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又は有線放送に該当するものを除く。)をいう。 (第2条第1項第9号の4)	
CATV	ストリーミング型インターネット放送	VOD (ビデオ・オン・デマンド)

## 3. 有線放送と自動公衆送信への諸権利の働き方の差異

現行著作権法上における「有線放送」と「自動公衆送信」についての著作権者及び著作隣接権者(実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者)の諸権利の働き方について、(1)放送の同時再送信の場合、(2)(1)以外の送信形態(「自主放送」「異時再送信」)の場合ごとにまとめると以下の通りである。(「○」は許諾権が働き、「●」は報酬請求権が働き、「×」は権利が働かないことを意味する)

### (1) 放送の同時再送信

	有線放送			自動公衆送信		
	著作物	実演	レコード	著作物	実演	レコード
原則	[○(23)]	×(92Ⅱ①)	(権利無し)	○(23)	○(92の2)	○(96の2)

商業用レコードの利用	[○(23)]	×(95)	×(97)	○(23)	○(92の2)	○(96の2)
------------	---------	-------	-------	-------	---------	---------

(注) 非営利無料の場合には、38条2項の規定により、[ ]内について権利が制限(=無権利)されている

(2)(1)以外の送信形態(「自主放送」「異時再送信」)

	有線放送								自動公衆送信					
	著作物	実演				レコード				著作権	実演	レコード		
		固定された実演				固定されたレコード								
原則	○(23)	生実演 ○	録音		録画		録音		録画		○(23)	違法録画 ○(92の2)	適法録画 ×(92の2Ⅱ)	○(96の2)
			違法固定○	適法固定×	違法固定○	適法固定×	違法固定	適法固定	違法固定	適法固定				
商業用レコードの利用	○(23)	—	×(92Ⅱ②)	●(95)	—	●(97)	—	○(23)	○(92の2)	—	○(96の2)			

4. 今後検討すべき事項

以上の点を踏まえて、今後検討すべき事項は以下のとおりである。

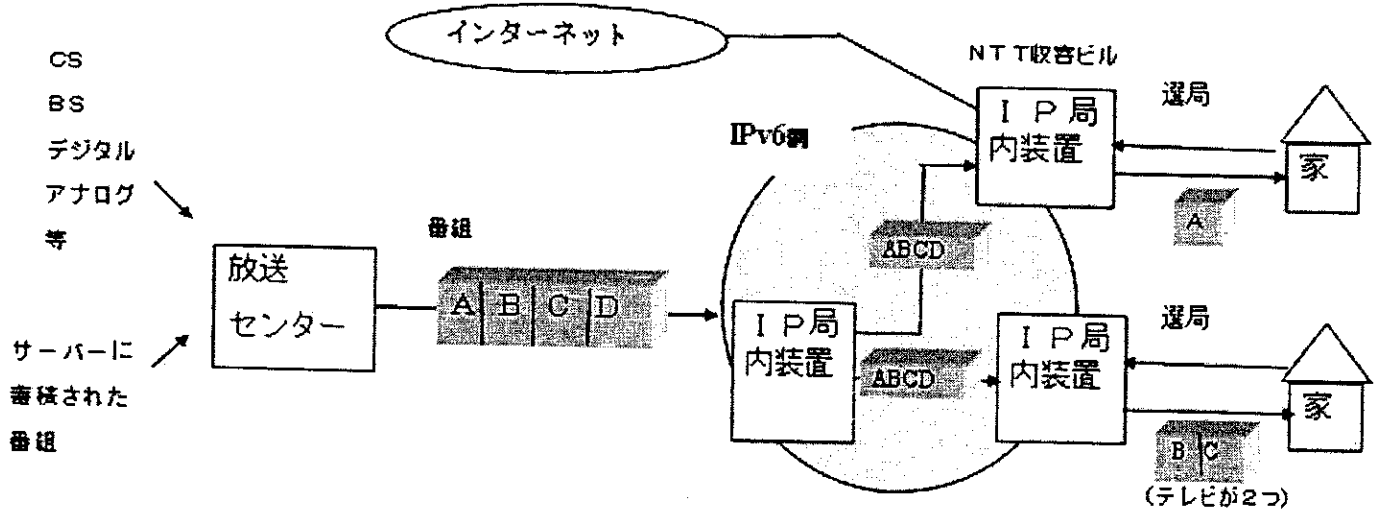
- (1) 電気通信役務利用放送事業者が行うIPマルチキャスト放送は現行著作権法上いわゆる入力型の自動公衆送信と解釈されるが、著作権法上の取扱いを明確にするため、法改正をすべきと考えるかどうか。
- (2) 法改正をするとすれば、現行著作権法の体系、IPマルチキャスト技術による著作物等の送信の実態、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WPPT)等の国際条約、各国法制に照らし、どのような改正を行うべきか。
- (3) 地上デジタル放送の再送信を円滑に行うため、関係権利者団体等との円滑な著作権契約はどうあるべきか。

【IPマルチキャスト放送とは】

通信回線を利用した著作物等の送信の例の中で、電気通信役務利用放送法の対象と考えられているのが「IPマルチキャスト放送」である。

IPマルチキャスト放送の主な特徴として以下の点があげられる。

- 閉鎖的ネットワークを活用して、放送の配信を行う。
- IPマルチキャストにより、放送センターから常時すべてのIP局内装置に全番組を配信することができる。
- ユーザーが選局した番組のみ最寄りのIP局内装置から配信される(インタラクティブ送信)。



なお、平成13年6月に電気通信役務利用放送法の施行後、同法の登録を受けて、現在、IPマルチキャスト方式による放送サービスについて4事業者が提供している。

サービス名	事業者名	サービス開始時期	サービス内容
B8TV	ビジービーケーブル(株)	H15.3	チャンネル34ch、無料4ch、アラカルト3ch、(VODサービス(5000タイトル以上)も提供)
光プラスTV	KDDI(株)	H15.12	チャンネル25ch、オフショア5ch (VODサービス(4000タイトル以上)、カラオケ(7500曲以上)も提供)
4th MEDIA	(株)オンラインディーワイ	H16.7	基本25ch、オフショア18ch (VODサービス(4000タイトル以上)、カラオケ(7500曲以上)も提供)
オンテマントTV	(株)アイキャスト	H17.6	チャンネル21ch、(VODサービス(3000タイトル以上)も提供)





# I-2-1-1 通信・放送法体系(主な法律)

	有 線	無 線
基本 法	<p><b>有線電気通信法</b> (昭和28年法律第96号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有線電気通信設備の設置及び使用を規律、有線電気通信に関する秩序を確立</li> </ul>	<p><b>電波法</b> (昭和25年法律第131号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電波の公平かつ能率的な利用の確保</li> </ul>
電気 通信	<p><b>電気通信事業法</b> (昭和59年法律第86号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進</li> <li>電気通信役務の円滑な提供を確保するとともに、利用者の利益を保護、電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保</li> </ul>	
	<p><b>日本電信電話株式会社等に関する法律</b> (昭和59年法律第85号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本電信電話株式会社等による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保、電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究</li> </ul>	
放送	<p><b>有線テレビジョン放送法</b> (昭和47年法律第114号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営の適正化</li> <li>有線テレビジョン放送の受信者の利益を保護、有線テレビジョン放送の健全な発達</li> </ul>	<p><b>放送法</b> (昭和25年法律第132号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放送を公共の福祉に適合するように規律、放送の健全な発達</li> </ul>
	<p><b>有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律</b> (昭和26年法律第135号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有線ラジオ放送の業務の運用を規正</li> </ul>	
	<p><b>電気通信役務利用放送法</b> (平成13年法律第85号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信役務を利用して放送を行うことの制度化</li> </ul>	
利用 環境 整備	<p><b>不正アクセス行為の禁止等に関する法律</b>(平成11年法律第128号)</p>	
	<p><b>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</b>(平成13年法律第137号)</p>	
	<p><b>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律</b>(平成14年法律第26号)</p>	